

【令和5年度】第3期京都市食の安全安心推進計画(計画期間:令和3年度～7年度)に掲げる個別施策の取組状況について

施策の柱	基本施策	個別施策番号	個別施策	個別施策の取組状況	
①食の安全性の確保	①食品等事業者による自主衛生管理の推進	1	HACCPに沿った衛生管理の推進	【R5監視指導結果「5 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進結果」参照】	
		2	多様化する食品の提供形態に応じた柔軟な取組	【R5監視指導結果「1 監視指導の結果」参照】 子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援の取組を行った。また市民や企業からの寄付を適切に寄付先へつなぐなどの支援等を行った。 また、各種関係団体と連携し、支援を必要とする子育て家庭に対し、「京都子ども宅食プロジェクト」や「きょうと『こどもみらい笑顔便』」による食料等の配送支援を行った。	
		3	自主的な衛生管理を基本とした給食対策	○集団給食施設 【R5監視指導結果「1 監視指導の結果」参照】 ○保育施設 各保育施設における給食の調理について、食材の安全性の確認及び調理時における衛生的な取扱いを確認し、給食の安全性確保に努めた。また、「衛生管理点検表」による自主点検を行い、食品衛生上注意すべき作業内容を点検、確認することで、更なる衛生管理の向上を図った。また、令和5年夏に京都市内で起きた食中毒事例をもとに、食中毒予防研修をオンラインで実施した。 ○市立学校 各小学校においては「小学校給食衛生管理マニュアル」、選択制中学校給食においては、「京都市立中学校給食校外調理等業務委託衛生管理基準」に基づき、自主的な衛生管理の徹底に努め、給食の安全性を確保した。	
		4	食物アレルギー対策の推進	○市内で製造、流通する食品の適切な表示の確認 【R5監視指導結果「2 食品検査の結果」参照】 ○保育施設 保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、除去・代替食等の対応を行った。また、緊急時の適切な対応に向け、関係機関と連携し、安全な環境の整備に努めた。また、保育施設の給食における食物アレルギーに関する参考資料を作成し、ホームページに掲載した。 ○市立学校 京都市立学校においては、健康被害の未然防止を図るため、保護者の方に毎月配布する献立表には、使用食材を全て明示し、小麦、卵、乳製品等特定原材料を含む献立の一覧を記載した。また、加工食品についても、使用する原材料の一覧を各学校に配布するなど情報提供に努めた。	
		5	食品等事業者の表彰	「食品衛生の普及・向上」や「業界の指導育成」又は「自主的な衛生管理」を積極的に推進し、施設の衛生管理に顕著な功績のあった21名を表彰した。	
	②生産から販売、消費に至るまでの安全性確保		6	監視指導及び抜取り検査の実施	【R5監視指導結果「2 食品検査の結果」参照】
			7	カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策	【R5監視指導結果「1 監視指導の結果」参照】 ノロウイルス等のその他の食中毒の未然防止を図るため、施設の監視指導の他に、事業者等に食中毒予防に関するリーフレットの配布、さらに講習会を通じ、食中毒予防に関する情報を発信し、知識の普及・啓発を図った。
			8	生産者に対する農薬の適正使用の指導や抜取り検査の実施	安全・安心な農産物の生産の推進をするため、JA京都市版GAP制度との連携等により、生産者に対し、肥料や農薬の適正使用を指導するとともに、使用履歴の記録の徹底を図る。 また、市内で生産される京の旬野菜の中で多く栽培されているものについて、残留農薬分析を実施した。 ・JA京都市版GAP制度の承認取得数:125件(令和5年度末現在) ・残留農薬分析の実施件数:6件
			9	家畜衛生防疫対策の普及	「高病原性鳥インフルエンザ」や「豚熱」、「口蹄疫」などの家畜伝染病の予防を図るため、京都府と連携し、牛、豚、鶏、馬などの畜産農家の巡回指導や検査の実施、予防ワクチン接種などの家畜診療を行い、家畜防疫対策の普及を図った。 ・家畜飼養農家への巡回指導実施回数:延べ186回
			10	地下水質の保全の推進	水質汚濁防止法に基づき、市内における地下水汚染について常時監視することで、地下水質の保全の推進を図った。 ・検査実施数:42件
			11	水源から蛇口までの水質管理の強化	令和5年度は、令和4年度に策定した「水道水質検査計画」に基づき、水質基準項目51項目をはじめとして、水質管理目標設定項目等を合わせて195項目について、実施した。
			12	中央卸売市場における監視指導及び自主衛生管理の推進	【R5監視指導結果「1 監視指導の結果」参照】
			13	適切な食品表示の推進	【R5監視指導結果「2 食品検査の結果」参照】 食品表示制度の周知を図るとともに、流通食品について、食品表示基準に基づく栄養成分表示が適正に行われているか、定期的な確認を行った。 「食の健康づくり応援店」事業の普及を図り、毎日の食生活から健康づくりに取り組むことができる環境整備を推進した。 食品表示法に基づき市内の事業者等に対し、食品表示(品質事項)に係る調査等を実施し、食品表示に係る適正化を図った。 ・事業者等からの問い合わせ・回答 284件 ・事業者への任意調査 7件(うち5件指導・注意) ・食品表示パトロール 16事業者(うち8件指導・注意) ・買上調査(うなぎ加工品) 5件 (豚肉) 4件
			14	健康食品の安全性確保	いわゆる健康食品について、健康保持増進効果等の表示・広告又は著しく人を誤認させる等の虚偽誇大表示について2件の是正指導を行った。
	③緊急時を想定した対策		15	健康危機管理体制の整備	食中毒等の緊急事態の発生を想定し、緊急連絡網の整備や、原因究明のための調査体制の整備を徹底した。
			16	関係機関との連携強化	国や他自治体との緊急連絡体制の構築など、広域事案に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を図った。近畿府県市や近畿厚生局等で構成される、「近畿広域連携協議会」に参画し、緊急時における連絡体制の確認等を通じて、近畿府県内にまたがる広域的な食中毒事案への対策強化を図った。

※ 数字 はリーディング事業

【令和5年度】第3期京都市食の安全安心推進計画(計画期間:令和3年度～7年度)に掲げる個別施策の取組状況について

施策の柱	基本施策	個別施策番号	個別施策	個別施策の取組状況
②安心できる食生活の実現	④食の安全安心に関する情報発信の充実	17	SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信	【R5監視指導結果「4リスクコミュニケーションの取組結果」参照】
		18	食の安全安心啓発キャラクターの活用	食の安全安心に関するSNSによる情報発信や、食の安全安心情報を記載したリーフレットや啓発物品に積極的に「おあがりス(食の安全安心啓発キャラクター)」を活用し、食の安全安心の取組を身近に感じていただけるよう努めた。
	⑤リスクコミュニケーションの推進	19	目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進	【R5監視指導結果「4リスクコミュニケーションの取組結果」参照】
		20	食育と連携した食の安全安心施策の推進	「食育セミナー」「ふれあいファミリー食セミナー」等の各種栄養教室で、市民に対して「生涯にわたって健全な食生活を送るための望ましい食生活」「安全に調理や食事をするための衛生面に関する情報」等の普及啓発活動を実施した。 ・食育セミナーの実施:142回(延べ参加者数 1,436人) ・ふれあいファミリー食セミナーの実施:203回(延べ参加者数 1,685人) 地域に密着して食育活動を展開する「食育指導員」に対し、各区役所・支所の連絡会等の活動支援の一貫として、調理を伴う食育活動を安全に行うために必要な準備や衛生管理について伝えた。 市営保育所では、子どもたちが京都ならではの食文化に慣れ親しむために、「おぼんざい」を給食に取り入れた。各保育施設において、給食献立表や食育だよりを通じて、保護者へ食に関する情報発信を行った。 市立学校の給食では、毎月1回程度、和食推進の日を設定し、おぼんざいや行事にちなんだ献立を提供するなど、和食推進の取組を進めた。また府内産米や京野菜など京都府産の食材を使用するとともに、小学校では、食材の歴史や資料について学習するなど、「地産地消(知産知消)」に取り組んだ。
		21	環境施策と連携した取組	飲食店から食べ残しの持ち帰りに関する相談があった場合には、温度管理の徹底等の適切な食品の取扱いについて助言を行った。 京都市内で発生する食品ロスの削減に向け、食べ残しゼロ推進店舗(1,752件(令和6年3月末))や消費者に対して「てまえどり」の実践等、10月の食品ロス削減月間を中心とした啓発を実施した。 ※食品ロス削減月間での取組例: ・市政広報板(10月下旬) ・市バス・地下鉄広告ポスター(10月)の掲示 ・食品スーパー等での街頭啓発キャンペーン等の実施)等 「エシカル消費(倫理的消費)」の考え方を広く紹介・普及し、行動につなげていただくよう、消費者団体や事業者等と連携して以下の取組を進めた。 ・「京・くらしの安心安全情報」による広報周知 ・市内公共施設、学校、商業施設、イベント、店舗、社員研修などにおける「エシカル消費」普及啓発動画、ポスター及びリーフレット等の活用 ・「エシカル消費」普及啓発ホームページ「みんなで、みんなに、いい消費。」及びSNSによる情報発信 ・食品ロス削減月間におけるパネル展示 ・京都生活協同組合との連携協定に基づき、店舗イベントを開催。 ・大学における消費生活講座内でエシカル消費をテーマに採用すること及び市内小学校へ講師を派遣し、エシカルくらしをテーマに講義。

※ 数字 はリーディング事業